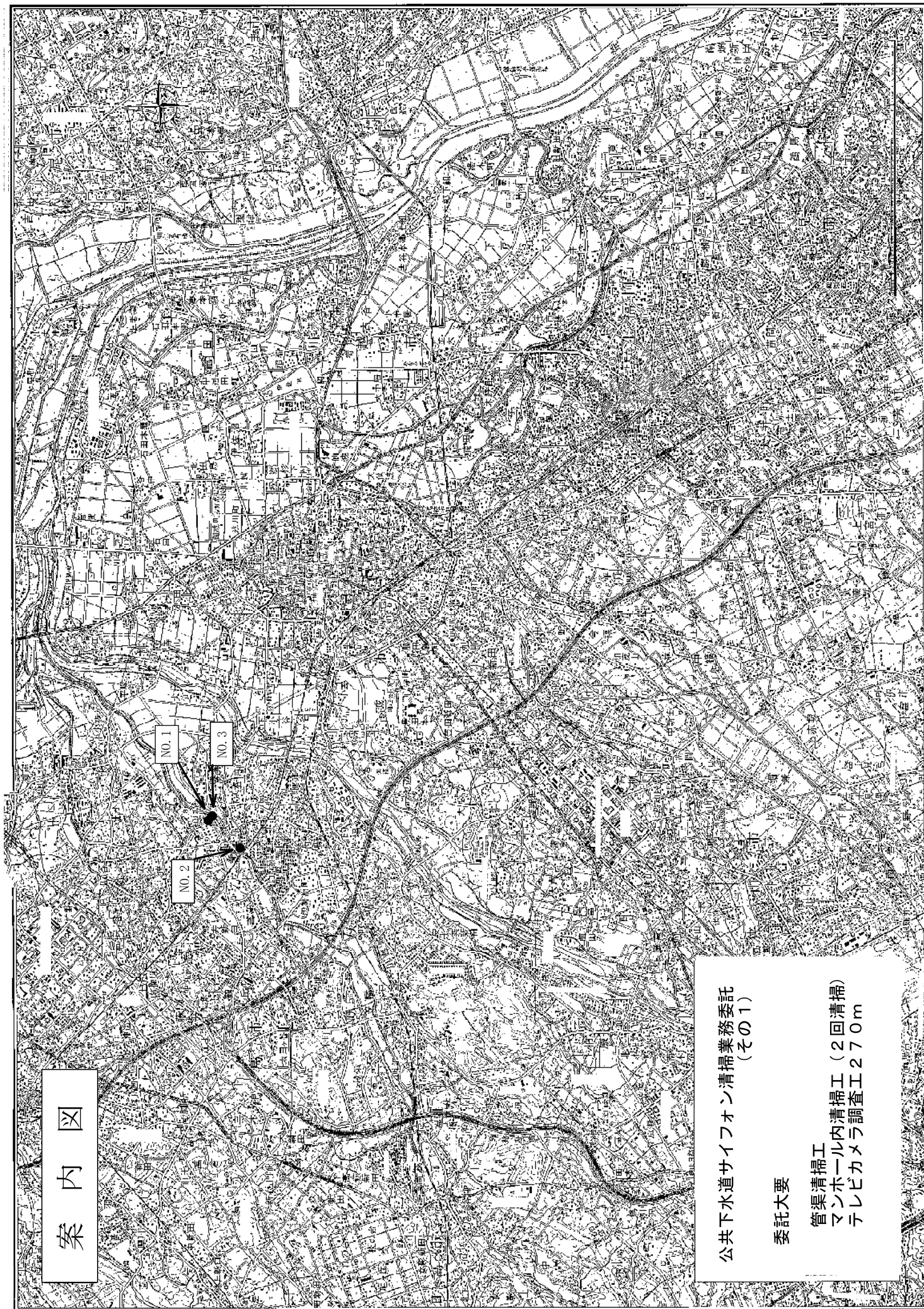


令和7年度								委 託 仕 様 書							
委 託 名		公共下水道サイフォン清掃業務委託（その1）													
委 託 場 所		川越市大字鯨井地内ほか2箇所													
路 河 川 名 称															
事 業 名		污水管渠維持事業													
委 託 大 要															
		管渠清掃工 一式 マンホール内清掃工（2回清掃） 一式 テレビカメラ調査工 270m													

案内図



公共下水道サイフォン清掃業務委託
(その1)

委託大要

管渠清掃工
マンホール内清掃工 (2回清掃)
テレビカメラ調査工 270m

変 更 理 由							
備 考							
地 区	(0001) 県南	労務費補正	1.00	機械経費(賃料)補正	1.00		
単価適用年月	(R0706) 令和07年06月						
工 期	当 初	自		至	令和 8年 3月 13日		
		日 数					
	変 更				至		
経費適用年月	令和07年06月						
主たる工種	下水道工事 (2)						
施 工 地 域	市街地 (D I D補正) (1) -3						
設 計	当 初 金 額			変 更 金 額			
	委託価格						
	消費税相当額						
	合計						
請 負	委託価格						
	消費税相当額						
	合計						
	請負増減額						
週休2日区分	採用しない						

本 委 託 費 内 訳 書								
委託区分	工種	種別	細別・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
下水道施設整備					式			
				1				
― 委託費					式			
				1				
― ― サイフォン清掃					式			
				1				
― ― ― 管渠清掃工					式			
				1				
― ― ― ― φ250mm高压洗浄車清掃工(D≤6) (土砂30%) (清掃1回)					m			第1号一位代価表
				11				
― ― ― ― φ600mm高压洗浄車清掃工(6<D≤12) (土砂30%) (清掃2回)					m			第2号一位代価表
				540				
― ― ― ― 水替工					式			第3号一位代価表
				1				
― ― ― ― 土砂処分工 (中間処分場 川越市指定の処分場)					m3			第4号一位代価表
				29				
― ― ― ― マンホール内清掃工 (2回清掃)					式			
				1				
― ― ― ― 吸泥車清掃工 (D≤6)					m3			第5号一位代価表
				0.2				
― ― ― ― 土砂処分工 (中間処分場 川越市指定の処分場)					m3			第6号一位代価表
				0.2				

本 委 託 費 内 訳 書					
委託区分 工種 種別 細別・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
――― スクリーン清掃工		箇所			第7号一位代価表
	1				
―― テレビカメラ調査工		式			
	1				
――― 本管テレビカメラ調査		m			第8号一位代価表
	270				
――― 報告書作成工（TVカメラ調査工：本管）		m			第9号一位代価表
	270				
―― 仮設工		式			
	1				
―― 安全費		式			
	1				
――― 交通誘導警備員		式			第10号一位代価表
	1				
― 直接委託費		式			
	1				
―― 共通仮設費計		式			
	1				
―― 共通仮設費（率分）		式			
	1				
― 純委託費		式			
	1				

本 委 託 費 内 訳 書								
委託区分 工種 種別 細別・規格				数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
― 現場管理費					式			
				1				
― 委託原価計					式			
				1				
― 一般管理費等					式			
				1				
委託価格					式			
				1				
― 消費税相当額					式			
				1				
委託費合計					式			
				1				

建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額、労務管理費、安全訓練等に要する費用等）が必要であり、本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。

使用機械の機種・規格及び施工方法は特記仕様書等で定めのある場合を除き、受注者の責任において任意で定め施工すること。ただし、使用機械は、排出ガス対策、低騒音・低振動型建設機械を原則とし、機種や規格については、施工計画書等に明記すること。

第1号一位代価表

φ 250mm 高压洗浄車清掃工 (D ≤ 6) (土砂30%) (清掃1回)

100.000 m 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
高压洗浄車運転工		日			第1号特殊施工
1 4 7 k W 4 t					
揚泥車運転工		日			第13号特殊施工
1 4 7 k W 4 t					
給水車運転工		日			第3号特殊施工
1 3 2 k W 4 t					
洗浄水		m ³			
	8.82				
合 計		m			
	(1		当り		

第2号一位代価表

φ 600mm高圧洗浄車清掃工 (6<D≤12) (土砂30%) (清掃2回)

100.000 m 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
高圧洗浄車運転工 1 4 7 k W 4 t		日			第1号特殊施工
強力吸引車運転工 (管渠) 1 5 4 k W 4 t		日			第4号特殊施工
給水車運転工 1 3 2 k W 4 t		日			第3号特殊施工
洗浄水		m ³			
	28.13				
合 計		m			
	(1		当り		

第3号一位代価表

水替工

1.000 式 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
潜水ポンプ運転工 口径 1 0 0 mm 揚程 1 5 m		日			第5号特殊施工
潜水ポンプ据付・撤去工		回			第6号特殊施工
止水プラグ損料 内径 3 5 0 mm		日			
合 計		式			

第4号一位代価表

土砂処分工（中間処分場 川越市指定の処分場）

1.000 m3 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
揚泥車運搬工 4 t D I D 7 0 %未満 3 0 %以 上 1 2 k m以下		hr			第7号特殊施工
合 計		m3			

第5号一位代価表

吸泥車清掃工（D ≤ 6）

1.000 m3 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
揚泥車運転工 1 4 7 k W 4 t		日			第15号特殊施工
高压洗浄車運転工 1 4 7 k W 4 t		日			第16号特殊施工
洗浄水		m3			
	0.90				
合 計		m3			

第6号一位代価表

土砂処分工（中間処分場 川越市指定の処分場）

1.000 m3 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
揚泥車運搬工 4 t D I D 7 0 %未満 3 0 %以 上 1 2 k m以下		hr			第7号特殊施工
合 計		m3			

第7号一位代価表

スクリーン清掃工

1.000 箇所 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
スクリーン清掃工		箇所			第10号特殊施工
	1				
合 計		箇所			

第8号一位代価表

本管テレビカメラ調査

100.000 m 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
管路調査技師		人			
管路調査助手		人			
普通作業員		人			
TVカメラ搭載車運転工 95.5kW 2t		日			第11号特殊施工
合 計		m			
	(1		当り		

第9号一位代価表

報告書作成工（TVカメラ調査工：本管）

100.000 m 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
管路技師		人			
管路調査技師		人			
管路調査助手		人			
DVD		枚			
	0.18				
写真代		枚			
	60				
諸経費 写真代の10%		式			
	1				
合 計		m			
	(1		当り		

第10号一位代価表

交通誘導警備員

1.000 式 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
交通誘導警備員B		人			
合 計		式			

第 0001 号 一位代価表(特殊施工単価) 高压洗浄車運転工
PJ0010

1 4 7 k W 4 t

1.000 日 当り

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
★軽油 1.2号	L				
清掃技師	人				
清掃作業員	人				
特殊運転手	人				
高压洗浄車損料 1 4 7 k W 4 t	hr				
合 計	1	日	当り		

第 0003 号 一位代価表(特殊施工単価) 給水車運転工
PJ0030

1 3 2 k W 4 t

1.000 日 当り

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
★軽油 1.2号	L				
一般運転手	人				
給水車損料 1 3 2 k W 4 t	hr				
合 計	1	日	当り		

第 0004 号 一位代価表(特殊施工単価) 強力吸引車運転工
PJ0550

1 5 4 k W 4 t

1.000 日 当り

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
★軽油 1.2号	L				
清掃作業員	人				
特殊運転手	人				
強力吸引車損料 1 5 4 k W 4 t	hr				
合 計	1	日	当り		

第 0005 号 一位代価表(特殊施工単価) 潜水ポンプ運転工
PJ0210

口径 1 0 0 m m 揚程 1 5 m

1.000 日 当り

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
★軽油 1.2号	L				
清掃作業員	人				
工事用水中モータポンプ [普通型] 潜水ポンプ 口径 1 0 0 m m 全揚程 1 5 m	日				
発動発電機 [ディーゼルエンジン駆動] 排出ガス対策型 (第 1 次) 2 0 / 2 5 k V A	日				
合 計	1	日	当り		

第 0006 号 一位代価表(特殊施工単価) 潜水ポンプ据付・撤去工
PJ0220

1.000 回 当り

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
普通作業員	人				
合 計	1	回	当り		

第 0007 号 一位代価表(特殊施工単価) 揚泥車運搬工
PJ0410

1 4 7 k W 4 t

1.000 hr 当り

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
★軽油 1.2号	L				
一般運転手	人				
揚泥車損料 1 4 7 k W 4 t	hr				
合 計	1	hr	当り		

第 0010 号 一位代価表(特殊施工単価) スクリーン清掃工
PJ0540

1.000 箇所 当り

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役	人				
普通作業員	人				
機械損料 トラッククレーン・発動発電 機 (37KVA) ・4インチ水中ポンプ等	式				
		1			
合 計	1	箇所	当り		

第 0011 号 一位代価表(特殊施工単価) TVカメラ搭載車運転工
PJ0060

9 5 . 5 k W 2 t

1.000 日 当り

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
★ガソリン レギュラー	L				
運転手 (一般)	人				
TVカメラ搭載車損料 9 5 . 5 k W 2 t	hr				
合 計	1	日	当り		

第 0013 号 一位代価表(特殊施工単価) 揚泥車運転工
PJ0020

1 4 7 k W 4 t

1.000 日 当り

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
★軽油 1.2号	L				
清掃作業員	人				
一般運転手	人				
揚泥車損料 1 4 7 k W 4 t	hr				
合 計	1	日	当り		

第 0015 号 一位代価表(特殊施工単価) 揚泥車運転工
PJ0510

1 4 7 k W 4 t

1.000 日 当り

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
★軽油 1.2号	L				
清掃技師	人				
清掃作業員	人				
一般運転手	人				
揚泥車損料 1 4 7 k W 4 t	hr				
合 計	1	日	当り		

第 0016 号 一位代価表(特殊施工単価) 高圧洗浄車運転工
PJ0520

1 4 7 k W 4 t

1.000 日 当り

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
★軽油 1.2号	L				
特殊運転手	人				
高圧洗浄車損料 1 4 7 k W 4 t	hr				
合 計	1	日	当り		

公共下水道サイフォン清掃業務委託

(その1)

標 準 仕 様 書

川越市上下水道局

第1章 総 則

1 適 用 範 囲

- (1) 本仕様書は、川越市下水道管渠の清掃作業、管渠内調査作業（以下「作業」という。）に適用する。
- (2) 図面及び特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先する。
- (3) 仕様書、特記仕様書、及び設計図書等に疑義を生じたときは、監督員の指示または協議によるものとする。

2 用 語 の 定 義

この仕様書において、次の各号の掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- ア 指示とは、当局の発議により監督員が、受注者に対し監督員の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示し実施させることをいう。
- イ 承諾とは、受注者側の発議により受注者が監督員に報告し、監督員が了解することをいう。
- ウ 協議とは、監督員と受注者が対等の立場で合議することをいう。

3 法 令 の 遵 守

- (1) 受注者は、作業を施行するに当たり、法律及びその他の関係法令、条例、規則、委託契約約款等並びに当市が他の企業等と締結している協定を厳守すること。
- (2) 使用人に対する諸法令等の運用、適用の受注者が費用を負担し責任をもって行うこと。

4 手 続 き 及 び 提 出 書 類

- (1) 受注者は、契約締結後すみやかに道路使用、作業中の道路交通について、関係官公署に届出て、許可をうけなければならない。（発注者が行う場合もある。）
- (2) 受注者は、契約締結後すみやかに次の書類を提出し承諾をうけたのち着手すること。
 - ア 管理技術者届及び業務従事者名簿
 - イ 委託業務実施計画書
 - ウ 委託業務計画書
 - エ 産業廃棄物収集・運搬委託契約書

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」施行令第6条の2第3号に基づき川越市上下水道局と契約する。

(3) 提出した書類の内容を変更する必要があるときは、ただちに変更届を提出すること。

受注者は、日報を毎日、当局の指示する様式に記入し提出すること。

(4) 作業が完了したときは、すみやかに次の書類を提出すること。

ア 委託業務実施報告書

イ 作業の記録写真

ウ 完了図書一式

エ 支払請求書及び明細書

オ その他監督員が指示するもの。

5 現 場 体 制

(1) 受注者は、作業の技術及び経験を有する管理技術者を常駐させて、所定の業務に従事させること。

(2) 受注者は、善良な作業員を選び、秩序正しい作業をなさしめ、かつ熟練を要する作業には、相当の経験を有する者を使用しなければならない。

(3) 受注者は、適正な作業の進捗を図り、十分な数の作業員を配置しなければならない。

6 地 先 住 民 と の 協 調

(1) 受注者が、作業に当り地先住民等と協議を必要とするとき、又は要望、交渉があったときは、遅滞なく監督員に申し出て指示をうけ、誠意をもって協議し、その結果は、すみやかに報告すること。

(2) 受注者は、いかなる名目であっても、地先住民からこの作業について報酬等をうけてはならない。

作業員等の上記行為については、受注者がその責任を負うものとする。

7 損 害 賠 償 及 び 補 償

(1) 受注者は、下水道工作物に損傷を与えたときは、ただちに監督員に報告し、その指示によるとともに、すみやかに原形に復旧しなければならない。

(2) 受注者は、作業に当り万一注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えた時は、

復旧及び賠償の全責任を負うものとする。

8 工 程 管 理

- (1) 受注者は委託業務実施計画書に従い、あらかじめ監督員と協議して実施工程表を作成し提出すること。
- (2) 工程管理は、前項の実施工程表により、適正に行うこと。
- (3) 予定の作業工程と実績とに差が出た場合は、必要な措置を講じて作業の円滑な進行を図ること。
- (4) 毎月末の「作業出来高報告書」により作業の進捗状況を監督員に提出すること。
- (5) 作業実施の都合上、休日、祝日、夜間等に作業を行う必要がある場合は、あらかじめその作業内容、作業時間等について監督員の承諾を得ること。

9 作 業 記 録 写 真

受注者は、次の各項目に従って、作業記録写真を作成し、作業完成時には、工種ごと工程順に編集したものを、作業記録写真帳に整理し、完成届に添付して監督員に提出すること。

- (1) 管渠内から、作業前後の状況を同一方向で撮影すること。
ただし、管渠内から撮影が困難な場合は、他の適切な方法で撮影を行うこと。
- (2) 人力または機械別による作業状況を、背景を入れて撮影すること。
- (3) 写真には、作業件名、撮影場所、撮影対象および受注者名を明記した黒板を入れて撮影すること。
- (4) 1枚の写真では、作業状況が明らかにならない場合は、張り合わせること。
- (5) 写実は、原則としてカラー撮影とすること

第2章 安全管理

1 保安設備の設置及び現場管理

- (1) 作業中は、安全施設標準図に準拠するとともに、現場環境に対応した十分な保安設備を施すこと。
- (2) 作業中の交通安全確保のため、保安要員を配置し、第三者にもわかるような腕章を着用させること。

- (3) 現場内の整理整頓、その他現場管理には細心の注意をはらうこと。

2 作業員の安全管理

- (1) 受注者は、この作業に当っては常に細心の注意をはらい、滞留する有毒ガスあるいは酸素欠乏等に対しては、十分な事前調査及び対策を講じ、事故の防止及び作業員の安全を図ること。
- (2) この作業に当って、下水道工作物又はガス管等の付近では絶対に裸火を使用してはならない。
- (3) 作業に使用する器材は、常に点検し、安全な整備をしておかなければならない。
- (4) 受注者は作業する当日の気象状況を確認しておくこと。また、作業中においても気象情報に注意すること。
- (5) 万一事故が発生したときは、緊急連絡体制にしたがい、ただちに監督員及び関係官公署に報告するとともに、すみやかに必要な措置をとること。

第3章 清掃作業

1 一般事項

- (1) 受注者は、作業箇所を事前に監督員に連絡すること。
- (2) 作業に当っては、管口をいためないようにガイドローラー等を使用するなど、保護措置を講じ、下水道工作物等に損傷を与えないよう、十分留意すること。
- (3) 作業に当り仮締め切りを必要とする場合は、監督員の承諾を得ること。
- この仮締め切りは、上流に溢水が起きない構造で、かつ作業中の安全が確保されるものとする。
- ただし、上流に溢水のおそれがあるときは、ただちにこれを撤去すること。
- (4) 受注者は、作業に当り地先住民等に迷惑のかからぬよう、極力騒音、振動等の防止につとめること。
- (5) 受注者が、監督員の指示に反して作業を続行した場合及び監督員が事故防止上危険と判断した場合等には、作業の一時中止を命ずることがある。
- (6) 作業に当り、道路等を汚染させたときは、作業終了の都度、洗浄清掃すること。
- (7) 作業終了後は、すみやかに使用機器、仮設物等を搬出し、作業場所の清掃につとめること。

2 清 掃 作 業

(1) 作業時間

作業に当っては、道路使用許可条件を厳守すること。

(2) 土砂の流下防止

作業に当っては、下流側に土砂を流出させてはならない。

万一、下流側に流出させた場合は、影響区間の流出土砂を取り除くこと。

(3) 土砂の運搬

ア．水分の多い土砂については、水切り等の処置をし、途中漏落しないような措置をとること。

イ．運搬車の使用に当っては、土砂の流出、飛散及び悪臭の漏れるおそれのない構造の車を使用すること。

(4) 汚泥の処分

ア．本委託により収集した汚泥は川越市上下水道局が別途契約している中間処分場に搬入すること。

イ．マニフェストは監督員と協議し適切に処理すること。

(5) 異状時の処置

ア．清掃作業が困難な状態になったときは、ただちに監督員に報告し指示をうけること。

イ．作業区間の工作物に、破損、不等沈下、腐食等の異状を発見したときは、すみやかに監督員に報告すること。

第4章 その他

1 作 業 の 完 了

(1) 清掃作業により発生した土砂は、確実に管渠外に搬出し、処分されたことを当局検査員の検査をもって作業の完了とする。

(2) 調査作業を完了し、所定の成果品が提出された後、当局検査員の検査をもって完了とする。

2 検 査

(1) 中間検査及び完了検査には、受注者又は代理人が必ず立ち合うものとする。

(2) 検査は、受注者の提出した日報、写真、完成図書等に基づいて行うが、万一不完全な箇所があった場合には、再度の清掃を行うこと。

尚、これに要する費用はすべて受託者の負担とする。

(3) 検査は、川越市上下水道局契約規程、契約書等により行う。

3 特 に 定 め の な い 事 項

(1) 契約書、仕様書及び設計図書等に、特に明示していない事項で、作業の実施上当然必要な事項については、受注者の負担において処理すること。

(2) その他特に定めのない事項について協議を必要とする場合は、速やかに監督員に報告し指示を受け処理すること。

公共下水道サイフォン清掃業務委託（その１）特記仕様書

（趣旨）

第１条 この特記仕様書は、公共下水道サイフォン清掃業務委託標準仕様書に定めるもののほか、委託に関し必要な事項を定めるものとする。

（適用）

第２条 この特記仕様書は、川越市上下水道局の発注する公共下水道サイフォン清掃業務委託（その１）に適用する。

（土砂の搬出）

第３条 本委託により発生する土砂については、下記に示す内容を報告するものとする。

なお、受入先の指定されている土砂についての搬出の手続き等は、監督員の指示及び受入地の指示による。

・搬 出 先 大丸商事株式会社
（場所 埼玉県狭山市広瀬台２－１２－１３）

・種類及び処分量 汚泥（下水道汚泥）
・搬 出 時 期 契約日～令和８年３月１３日

（廃棄物の処理）

第４条 受注者は、委託業務実施計画書に建設廃棄物の処理計画を添付する。なお、建設廃棄物の処分にあたり、運搬事業者は処分業者と産業廃棄物処分委託契約を締結し、同契約書の写しを処理計画に添付する。

２ 産業廃棄物については、原則、電子マニフェストにより管理する。

（安全管理）

第５条 作業中の労務災害の防止はもちろんのこと、周辺部に幹線道路等があることから、歩行者や車両等への第三者災害の無い様安全管理を第一に考え、充分配慮するとともに事故のないようにすること。

管 路 施 設 調 査 工

標準仕様書

第 1 章 総 則

1. 適用範囲

- (1) 本標準仕様書は、川越市上下水道局（以下、当局という。）が管理する下水道管路施設内の調査工（以下、調査という。）に適用する。
- (2) 委託仕様書、図面及び特記仕様書に記載された事項は、本標準仕様書に優先する。
- (3) 本標準仕様書、委託仕様書及び図面（以下、設計図書という。）に疑義が生じた場合は当局と受注者との協議により決定する。

2. 成果の所有等

調査に伴って得られた資料及び成果は当局の所有とする。また、調査の成果等は、当局の承諾なしに公表しないこと。

3. 用語の定義

本標準仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指示とは、当局の発議により、監督員が受注者に対し、監督員の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。
- (2) 承諾とは、受注者の発議により、受注者が監督員に報告し、監督員が了解することをいう。
- (3) 協議とは、監督員と受注者が対等の立場で、合議することをいう。

4. 法令等の遵守

- (1) 受注者は、調査を実施するにあたり、次に掲げる法律及びこれに関連する法令・条例・規則等、並びに当局が他の企業等と締結している協定等を遵守しなければならない。

- | | |
|-------------|-----------------------------|
| ①労働基準法 | (昭和 22 年法律第 49 号) 及び同法関連法規 |
| ②労働者災害補償保険法 | (昭和 22 年法律第 50 号) 及び同法関連法規 |
| ③消防法 | (昭和 23 年法律第 186 号) 及び同法関連法規 |
| ④緊急失業対策法 | (昭和 24 年法律第 89 号) 及び同法関連法規 |
| ⑤建設業法 | (昭和 24 年法律第 100 号) 及び同法関連法規 |
| ⑥建築基準法 | (昭和 25 年法律第 201 号) 及び同法関連法規 |

- ⑦港湾法 (昭和 25 年法律第 218 号) 及び同法関連法規
 - ⑧毒物及び劇物取締法 (昭和 25 年法律第 303 号) 及び同法関連法規
 - ⑨道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 及び同法関連法規
 - ⑩下水道法 (昭和 33 年法律第 79 号) 及び同法関連法規
 - ⑪中小企業退職金共済法 (昭和 34 年法律第 160 号) 及び同法関連法規
 - ⑫道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号) 及び同法関連法規
 - ⑬河川法 (昭和 39 年法律第 167 号) 及び同法関連法規
 - ⑭電気事業法 (昭和 39 年法律第 170 号) 及び同法関連法規
 - ⑮騒音規制法 (昭和 43 年法律第 98 号) 及び同法関連法規
 - ⑯廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号) 及び同法関連法規
 - ⑰水質汚濁防止法 (昭和 45 年法律第 138 号) 及び同法関連法規
 - ⑱酸素欠乏症等防止規則 (昭和 47 年労働省令第 42 号) 及び同法関連法規
 - ⑲労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号) 及び同法関連法規
 - ⑳振動規制法 (昭和 51 年法律第 64 号) 及び同法関連法規
 - ㉑環境基本法 (平成 5 年法律第 91 号) 及び同法関連法規
 - ㉒埼玉県生活環境保全条例 (平成 13 年埼玉県条例第 57 号) 及び同法関連法規
- (2) 従事者に対する、諸法令等の運用、適用は、受注者の負担と責任のもとで行うこと。
- (3) 適用を受ける諸法令は、改定等があった場合は最新のものを使用すること。

5. 提出書類

- (1) 受注者は、契約締結後、すみやかに次の書類を提出し、承諾を受けたうえ、調査に着手すること。
- ①管理技術者届
 - ②業務従事者名簿
 - ③委託業務実施計画書
 - ④職務分担表
 - ⑤緊急連絡届
 - ⑥委託業務計画書
 - ⑦酸素欠乏危険作業主任者届
(酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証の写しを添付のこと。)
- (2) 提出した書類の内容を変更する必要がある時は、ただちに変更届を提出すること。
- (3) 受注者は、開始日から完了日までの期間中、調査日報を毎日監督員に提出すること。
- (4) 調査が完了した時は、すみやかに次の書類を提出すること。

①委託業務実施報告書

②出来高調書

③調査記録写真（第1章「1.1. 調査記録写真」による。）

④完了図書一式（第3章「3. 報告書」による。）

⑤納品書兼請求・領収書

（5）前記各項のほか、監督員が提出するように指示した書類は、指定期日までに提出すること。

6. 官公署への手続き

受注者は、契約締結後、すみやかに関係官公署等に、調査に必要な道路使用、交通の制限等の届出、または許可申請を行い、その許可等を受けること。

7. 現場体制

- （1）受注者は、契約締結後、すみやかに調査の技術及び経験を有する管理技術者を定めるとともに、現場に管理技術者を常駐させて、所定の業務に従事させること。
- （2）管路内の調査を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者を定め、現場に常駐させ、所定の業務に従事させること。
- （3）受注者は、善良な調査員を選定し、秩序正しい調査を行わせ、かつ、熟練を要する調査には、相当の経験を有する者を従事させること。
- （4）受注者は、適正な調査の進捗を図るとともに、そのために十分な人数の調査員を配置すること。

8. 地先住民等との協調

- （1）受注者は、調査を実施するにあたり、地先住民等に調査内容を説明し、理解と協力を得ること。
- （2）受注者は、地先住民等からの要望、もしくは地先住民等と交渉があった時は、遅滞なく監督員に申し出て、その指示を受け、誠意を持って対応し、その結果を速やかに報告すること。
- （3）受注者は、いかなる理由があっても、地先住民等から報酬、または手数料等を受け取ってはならない。
- （4）従事者等が前項の行為を行った時は、受注者がその責任を負うこと。

9. 損害賠償及び補償

- （1）受注者は、下水道施設に損害を与えた時は、ただちに監督員に報告し、その指示を受けるとともに、すみやかに原状復旧すること。
- （2）受注者は、調査にあたり、万一、注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を

与えた時は、その復旧及び賠償に全責任を負うこと。

10. 工程管理

- (1) 受注者は、あらかじめ提出した委託業務実施計画書に従い、工程管理を適正に行うこと。
- (2) 予定の委託業務実施計画書と、実績とに差が出た場合は、必要な措置を講じて、調査の円滑な進行を図ること。
- (3) 受注者は、毎月末、調査の進捗状況を監督員に報告すること。
- (4) 日程の都合上、履行期間に含まれてない日に調査を行う必要がある場合は、あらかじめ、その調査内容、調査時間等について、監督員の承諾を得ること。

11. 調査記録写真

受注者は、次の各項に従って、調査記録写真を撮影し、調査完了時には、工種ごとに工程順に編集したものを、調査記録写真帳に整理し、委託業務実施報告書に添付して監督員に提出すること。

- (1) 撮影は、調査延長500m程度に対して、1箇所の保安施設の状況、テレビカメラなど使用機械の設置状況、酸素及び硫化水素濃度等の測定状況、管路内洗浄状況のほか、監督員が指定する内容について行うこと。
- (2) 写真には、件名、撮影場所、撮影対象及び受注者名を明記した黒板を入れて撮影すること。
- (3) 一枚の写真では、作業状況が明らかにならない場合は、貼り合わせること。
- (4) 写真は、原則としてカラー撮影とし、その大きさはサービス版程度とすること。

第2章 安全管理

1. 一般事項

- (1) 受注者は、公衆災害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、並びに建設工事公衆災害防対策要綱（平成5年建設省経建発1号）の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講ずること。
- (2) 調査中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨、出水、地震等が発生した場合は、ただちに対処できるような対策を講じておくこと。
- (3) 事故防止を図るため、安全管理については、委託業務計画書に明示し、受注者の責任において実施すること。

2. 安全教育

- (1) 受注者は、調査に従事する者に対して、定期的に当該調査に関する安全教育を行い、調査員の安全意識の向上を図ること。
- (2) 受注者は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業に係る業務について、特別な教育を行うこと。

3. 労働災害の防止

- (1) 現場の調査環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、調査に従事する者の安全を図ること。
- (2) マンホール、管渠などに出入りし、またはこれらの内部で調査を行う場合は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガスなどの有無を、調査開始前と調査中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。
なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、監督員が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。
- (3) 調査中、酸素欠乏空気や有毒ガスなどが発生した場合は、ただちに必要な措置を講ずるとともに、監督員及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な措置を講ずること。
- (4) 資格を必要とする諸機械を取扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ、交通誘導員を配置すること。

4. 公衆災害防止

- (1) 調査中は、常時調査現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講ずること。
- (2) 調査現場には、下水道管路内調査工と明示した標識を設けるとともに、夜間には十分な照明及び保安灯を施し、通行人、車両交通等の安全の確保に努めること。

- (3) 調査区域内には、交通誘導員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導、並びに整理を行うこと。
- (4) 調査に伴う交通処理及び保安対策は、本標準仕様書に定めるところによるほか、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。
- (5) 前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を監督員に提出すること。

5. その他

- (1) 受注者は、調査にあたって、下水道施設またはガス管等の付近では、絶対に裸火を使用しないこと。
- (2) 万一、事故が発生した時は、緊急連絡体制に従い、ただちに監督員及び関係官公署に報告するとともに、すみやかに必要な措置を講ずること。
- (3) 前項の通報後、受注者は事故の原因、経過及び被害内容を調査のうえ、その結果を書面により、ただちに当局に届け出ること。

第3章 調査工

1. 一般事項

- (1) 受注者は、委託業務計画書に調査箇所、調査順序等を定め、事前に監督員に報告したうえで、調査に着手すること。
- (2) 調査にあたっては、管口を傷めないようにガイドローラなどを使用するなど、必要な保護措置を講じ、下水道施設に損傷を与えないよう十分留意すること。
- (3) 調査にあたり、仮締切を必要とする場合は、監督員の承諾を得ること。この仮締切は、上流に溢水が起こらない構造で、かつ、調査中の安全が確保されるものとする。
ただし、上流に溢水が生じる恐れがある時は、ただちにこれを撤去すること。
- (4) 受注者は、調査にあたり、騒音規制法、振動規制法及び埼玉県公害防止条例等の公害防止関係法令に定める、規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。
- (5) 受注者が監督員の指示に反して、調査を続行した場合及び監督員が事故防止上危険と判断した場合は、調査の一時中止を命ずることがある。
- (6) 調査にあたり、道路その他の工作物を、搬出土砂等で汚損させないこと。万一、汚損させた時は、調査終了の都度、洗浄・清掃すること。
- (7) 調査終了後は、すみやかに使用機器、仮設物等を搬出し、調査箇所の清掃に努めること。

2. 調査工

(1) 委託業務計画書

受注者は、調査にあたり、事前に次の事項を記載した委託業務計画書を提出すること。

- ①調査概要
- ②現場組織（職務分担、緊急連絡体制等）
- ③調査計画（テレビカメラ装置等使用機器、調査方法、実施工程表等）
- ④安全計画（保安対策、道路交通の処理方法、管渠内と地上との連絡方法、酸素欠乏空気・有毒ガス対策等）
- ⑤その他（監督員の指示する事項）

(2) 調査機材

調査に使用する機材は、常に点検し、安全な整備をしておくこと。

(3) 調査時間

調査にあたっては、道路使用許可条件を厳守すること。

(4) テレビカメラによる調査

- 1) 調査にあたっては、あらかじめ、当該調査箇所を洗浄し、調査の精度を高めること。

なお、洗浄に高圧洗浄車を使用した場合、その洗浄水は、受注者において適切に手配する。

2) 本管の調査は、原則として上流から下流に向け、テレビカメラを移動させながら行うこと。

3) 本管の調査にあたっては、管の破損、継手部の不良、クラック、等に十分注意しながら、全区間撮影（カラー）し、DVD等に収録すること。

異状箇所等の必要箇所については、側視撮影（カラー）し、鮮明な画像をDVD等に収録すること。

4) 本管内の異状箇所の位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とし、正確に測定すること。

5) 管内に異状が発見された場合は、DVD等とは別に、モニターから写真撮影（カラー）を行うものとする。

これらの撮影内容及び方法の変更は、事前に監督員と協議し、承諾を得なければならない。

(5) 異状時の処置

調査の続行が困難になった場合は、ただちに監督員に報告し、指示を受けること。

この場合においても、上下流から調査するなど、調査の完遂に努め、その原因を把握すること。

3. 報告書

(1) 調査結果は、特記仕様書により、報告書を作成し、提出すること。

(2) 調査結果をテレビモニターからDVD等に収録する場合は、指定の一般用DVD等に収録すること。

なお、提出するDVD等及び写真には、件名、地名、路線番号、継手番号、管径、人孔番号、並びに距離等をタイプ表示すること。

(3) 調査結果の判断基準については、特記仕様書によること。

(4) 提出する成果品は、次のとおりとする。

①報告書

②不良箇所写真帳

③DVD等

④その他監督員の指示するもの

第4章 そ の 他

1. 調査の完了

調査を終了し、所定の書類が提出された後、検査員の検査をもって完了とする。

2. 検査

(1) 受注者は、完了検査に立会うこと。

(2) 受注者は、検査のために必要な資料（日報、写真、完了図書等）を、検査員の指示に従い、提出すること。

3. その他

(1) 調査箇所において、下水道施設に破損、不等沈下、腐食等の異状を発見した場合は、すみやかに監督員に報告すること。

(2) 設計図書に特に明示していない事項であっても、調査の遂行上、当然必要なものは、受注者の負担において処理すること。

(3) その他特に定めない事項については、すみやかに監督員に報告し、指示を受けて処理すること。

管 路 施 設 調 査 工

特記仕様書

1. 適用範囲

- (1) 本特記仕様書は、「公共下水道サイフォン清掃業務委託（その1）」に適用する。
- (2) 本特記仕様書、委託仕様書、図面及び標準仕様書に疑義が生じた場合は川越市上下水道局（以下、当局という。）と受注者との協議により決定する。

2. 調査内容

管渠内調査用TVカメラ（自走式、または牽引式）を使用して、管渠内の状況を調査する作業である。

3. 調査目的

本調査の目的は、管路施設の状態を把握するため、テレビカメラによる調査を行うものである。

テレビカメラ調査作業を行うことで管渠の現状を把握し、今後の適正な維持管理対策の資料とするものである。

4. 調査工

(1) 調査異状箇所判定

本調査で用いる判定基準は「下水道長寿命化支援制度に関する手引き（案）平成21年度版 平成21年6月 国土交通省都市・地域整備局下水道部」に準拠し、次表のとおりとする。

調査判定基準

スパン 全体で 評価	診断項目 \ ランク		A	B	C
	1) 管の腐食		鉄筋露出状態	骨材露出状態	表面が荒れた状態
	2) 上下方向の たるみ	管渠内径 700mm未満	内径以上	内径の1/2以上	内径の1/2未満
		管渠内径 (700mm以上 1, 650mm未満)	内径の1/2以上	内径の1/4以上	内径の1/4未満
		管渠内径 (1, 650mm以上 3, 000mm未満)	内径の1/4以上	内径の1/8以上	内径の1/8未満

管一本ごとに評価

診断項目		ランク	a	b	c
3) 管の破損	鉄筋コンクリート管等	欠落	軸方向のクラックで幅5mm以上	軸方向のクラックで幅2mm以上	軸方向のクラックで幅2mm未満
		軸方向のクラックで幅5mm以上			
	陶管	欠落	軸方向のクラックが管長の1/2未満	—	
		軸方向のクラックが管長の1/2以上			
4) 管のクラック	鉄筋コンクリート管等	円周方向のクラックで幅5mm以上	円周方向のクラックで幅2mm以上	円周方向のクラックで幅2mm未満	
	陶管	円周方向のクラックでその長さが円周の2/3以上	円周方向のクラックでその長さが円周の2/3未満	—	
5) 管の継手ズレ			脱却	鉄筋コンクリート：70mm以上 陶管：50mm以上	鉄筋コンクリート：70mm未満 陶管：50mm未満
6) 浸入水			噴き出ている	流れている	にじんでいる
7) 取付管の突出し			本管内径の1/2以上	本管内径の1/10以上	本管内径の1/10未満
8) 油脂の付着			内径の1/2以上閉塞	内径の1/2未満閉塞	—
9) 樹木根浸入			内径の1/2以上閉塞	内径の1/2未満閉塞	—
10) モルタル付着			内径の3割以上	内径の1割以上	内径の1割未満

注 1 段差は、mm 単位で測定する。また、その他の異常(木片、他の埋設物等で上記にないもの)も調査する。

注 2 7)取付管の突出し、8)油脂の付着、9)樹木根侵入、10)モルタル付着については、基本的に清掃等で除去できる項目とし、除去できない場合の調査判定基準とする。

(2) テレビカメラ調査工

ア、テレビカメラは出来る限り管中心にセットし、管路内のビデオ撮影を行うこと。

イ、管内調査画像の収録は、原則は上流から下流に向かって行い、管口部から管内部までを、途中カットすることなく連続撮影を行うこと。

ウ、撮影にあたっては、適正かつ鮮明な映像を確保するよう努めること。

エ、水没等により調査が不能になる場合には仮締切等を使用し、適性かつ鮮明な画像を確保するよう努めること。

オ、異状箇所は一時停止を行い確認すること。但し、重大な異状箇所については詳細を確認し監督員に報告すること。

カ、異物の堆積等（土砂・油脂・モルタル類の堆積や、樹木根の侵入、取付管の突出し）によって調査不能となった場合は、下流側から再調査を実施すること。また、状況によりカメラ調査が困難となった場合は、対応について監督員と協議すること。

キ、判定基準による A, B ランクの異状箇所は、収録した映像から、静止画像として読み込み保存すること。

(3) 調査報告書

報告書は以下のとおりに作成すること。

ア、様式は、A 4 版（21.0 cm×29.7 cm）縦書きとし図面は縮尺、寸法を明記し製本すること。

イ、表紙には委託年度、委託名、委託期間、発注者名、受注者名等を記入すること。

ウ、総括表、調査集計表、調査記録表等の各様式については調査履歴のデータベース化を踏まえ、監督員と協議すること。

エ、データベースは実行形式（exe 形式）もしくは、エクセル形式（.xls もしくは .xlsx）で提出すること。

オ、調査記録表については、参考として別紙－1「本管用調査記録表」による。

本 管 用 調 査 記 録 表

別紙—1

$$\frac{1}{1}$$
[illegible]

注1〔考察〕には、管路施設の損傷状況に加え、道路交通概況、生活環境概況、近接工事、損傷要因、損傷の進行性、損傷の新旧等について記述すること。